第一号11中

「（　19）	極東石油工業株式会社及びコスモ石油株式会社（海底原油輸送用配管設備のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同　を
「（　19）	極東石油工業合同会社及びコスモ石油株式会社（海底原油輸送用配管設備のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同　に、
「（　26）	株式会社ＪＣＮ船橋習志野（テレビ共聴施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同　を
「（　26）	削除	削除　に、
「（113）	株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	熊本県知事　を
「（113）	株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	熊本県知事　に
（113）の2	西九州電設株式会社（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同　」

改める。

○中央選挙管理会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月四日

	住所	氏名
選挙長	東京都足立区六月二―五―一七	パープルタウン竹の塚三〇七号　神﨑　浩昭
選挙長の職務代理者	東京都世田谷区深沢六丁目三〇―二〇―三〇五	米田耕一郎

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

○中央選挙管理会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十六条の規定に基づき、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり告示する。

平成二十五年七月四日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

候補者一人につき　五千二百万円

○中央選挙管理会告示第二十三号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各参議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

平成二十五年七月四日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

日時　平成二十五年七月四日　午後八時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂

○法務省告示第二百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社田立電機	長野県木曽郡南木曽町吾妻三千九百二十五番地	金属プレス加工

○法務省告示第二百四十三号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十五年七月四日

法務大臣　谷垣　禎一

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
一般社団法人東京都金属プレス工業会	東京都墨田区両国四丁目三十番七号

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
青木電器工業株式会社	埼玉県入間市狭山ケ原字松原百三十三番一号	溶接
星光工業株式会社	東京都港区南青山二丁目二番十五号	金属プレス加工

三　対象となる者　平成二十五年七月四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○外務省告示第二百三十三号

平成二十五年三月二十九日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったホーチミン市水環境改善計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年三月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十五年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十四号

平成二十五年三月二十九日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成二十二年三月二日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったクーロン（カントー）橋建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年二月三日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十五年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十五号

平成二十五年六月十九日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億六千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　卜部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十五年七月四日

外務大臣　岸田　文雄